

令和6年6月  
警察庁

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集  
結果について

警察庁において、令和6年4月26日から同年5月25日までの間、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集を行った結果、17件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第59号）

2 命令等の案を公示した日

令和6年4月26日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、本内閣府令案に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 17件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	14件
電子メール	3件
郵送	0件

## 「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

### 1 第二種免許に係る1日の技能教習時間の上限見直し関係

大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習を受ける者であって、当該教習に用いられる自動車を運転することができる第一種免許を現に受けているものに対する1日の技能教習時間の上限を3時限から4時限に1時限引き上げることに対しては、

- 免許取得に要する日数を減らすことができ、賛成である
- 自動車運転者の労働時間等の改善基準告示でも「4時間」の連続運転が認められており、引上げに賛成である

といった御意見があった一方、

- 教習生の疲労が増し、事故の発生に繋がる可能性があるため、引き上げるべきではない

といった御意見がありました。

今回の改正は、「規制改革推進に関する中間答申」（令和5年12月26日規制改革推進会議決定）において、普通自動車第二種免許について「教習を受ける者一人に対する1日における最大の教習時間を3時限から4時限に緩和し、最短5日と1時限で取得可能とする方向で検討する。具体的には、当該緩和による教習効果への影響について、令和5年度に調査研究を実施した上で、その実施結果を踏まえて所要の改正を行う（令和6年上期措置）。」こととされていることを踏まえ、実験教習を行った結果、1日の教習時間の上限を3時限から4時限に見直したとしても、現行と比較して安全性や教習効果への影響はないことが認められたことを踏まえ行うものであり、原案のとおりとさせていただきます。

### 2 その他

改正案に対する直接の御意見ではありませんが、

- 運転手不足を解決するために最も重要な対策は、免許取得に係る見直しよりも職業運転手の労働環境の改善である

といった御意見がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

なお、意見公募手続を実施した案に、表記の適正化のため、所要の技術的修正を行いました。